

全面的国選付添人制度の実現を求める会長声明

当会は、国に対して、一刻も早く少年法を改正し、現行の国選付添人制度の対象を観護措置決定により身体を拘束された全ての少年にまで拡大することを強く求める。

記

- 1 少年審判手続において、弁護士付添人は、少年法の「少年の健全な育成を期する」という理念の下、えん罪の防止、非行事実の適正な認定のための活動だけでなく、被害弁償や少年の家庭・就学先・就業先などの環境調整を行うなど、少年の更生を支援する活動を行っている。
- 2 少年審判を受ける少年には、本来、心の拠り所であるべき家庭で虐待を受け、あるいは、学校で疎外される等、どこにも居場所を見つけられず、信頼できる大人に出会えぬまま非行に走る者も少なくない。そのような少年を受容・理解したうえで、少年に対して法的・社会的な援助をし、少年の成長・発達を支援する弁護士付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要である。
- 3 しかし、現行の少年法では、少年に国選付添人が選任されるのは、検察官関与事件や被害者傍聴事件の場合のほかは、殺人、強盗等の一定の重大事件につき家庭裁判所が裁量によって必要性を認めた場合に限定されている。
- 4 そのため、2008年全国統計によれば、観護措置決定により身体拘束された少年11,519人のうち、弁護士付添人が選任された少年は合計4,604人(約40%)であり、うち国選付添人が選任されたのは僅か422人(約3.7%)に留まる。成人の刑事裁判で約98.7%の被告人に弁護人が選任されて、そのうち約80%の被告人に国選弁護人が選任されたことと比較しても、極めて不十分である。
- 5 また、2009年5月には、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されたため、捜査段階で国選弁護人から法的援助を受けることができた少年が、家裁送致後に

なると、国選付添人からの援助を受けることができないという制度的な矛盾も生じている。

- 6 現在、日本弁護士連合会は、全ての弁護士会員が特別会費を拠出することにより、弁護士費用を支払うことができない少年に費用を援助する少年保護事件付添人援助制度を実施している。

当会も、既に、身体拘束を受けた少年全員を対象として、少年や家族から要請があれば弁護士を派遣するという当番付添人制度を実施している。

- 7 しかし、我が国が批准している子どもの権利条約37条(d)が「自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有」と規定していることに照らせば、付添人制度の実現は、本来、国の責務である。

- 8 とりわけ、観護措置決定により身体を拘束された少年については、非行事実の軽重にかかわらず、環境調整が不十分であるため少年院送致などの重大な処分を受ける場合も多く、より弁護士付添人の支援が必要である。

- 9 そこで、当会としては、国選付添人制度の対象事件を、少なくとも観護措置決定により身体を拘束された少年の事件全件まで拡大する、一刻も早い少年法の改正を強く求める。

2010年(平成22年) 9月30日

愛媛弁護士会

会 長 菊 池 潤